

第23回市民との意見交換会・報告書（湊地区）

開催地区：湊地区	開催日時：令和元年11月11日（月） 18時30分～20時15分
担当班：第1班（出席議員） 石田典男、成田眞一、丸山さよ子、長郷潤一郎、吉田恵三、後藤守江（欠席議員）なし	
開催場所：湊公民館	
参加人数：男性30名、女性0名、合計30名（うち班外議員0名）（他自治体等傍聴者0名）	
<p>1. 議会報告、市政全般についての総括</p> <ul style="list-style-type: none">① 台風19号に係る避難所の問題及び被害対策等について意見交換した。② 除雪ボランティアの助成金のあり方や間口除雪のあり方について意見交換した。③ 国道294号道路側溝整備の進捗状況等について質疑があった。 <p>2. 地区別テーマでの意見交換についての総括</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地区別テーマ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策(2) テーマ設定の理由、背景 湊地区でイノシシ被害が多くあり、鳥獣被害に苦慮している。 湊地区は鳥獣被害防止総合支援モデル事業として、3地区で広域的な電気柵を設置し、イノシシ等の防除を実施している。(3) 主な地域課題 湊地区において、イノシシ等による農作物被害が多く、有害鳥獣駆除に苦慮している。 有害鳥獣を捕獲しても焼却場所や埋設場所がないので、行政で対応をお願いしたいとの要望。 有害鳥獣の捕獲自体を行政で対応して欲しいとの要望。	

○ 議会報告(定例会、政策討論会など)、市政全般(テーマ以外)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	分類	番号	備考	※項目 キーワード
湊の原地区の簡易水道が老朽化しており、改修工事を実施し、市に移管したいと区長会でも要望しているが、どのようになっているのか。	調査して回答する。	○	③	後日調査し、事後報告をする。 (事後処理報告書P10に記載)	水道
国道294号の側溝整備を県が実施しているが、県では市の水道工事に合わせて側溝工事を実施したいとっており、側溝工事が来年度から中止になっている。早期に工事を進めてほしい。	調査して回答する。	○	③	後日調査し、事後報告をする。 (事後処理報告書P10に記載)	側溝
国道294号の湊・会津若松間の路線バスの運行について、市・県等から補助金が出ているのか、補助金が出ていれば金額を教えてください。	調査して回答する。	○	③	後日調査し、事後報告をする。 (事後処理報告書P10に記載)	交通
台風19号の時に避難指示か避難勧告がなされ、避難した人がいるが、湊地区の避難所が災害が発生するような箇所になっていることは問題があるので、避難所の見直しが必要ではないか。	今回の台風で、避難所が開設され避難が行われた。具体的に行われたことで、明らかになった課題がある。議会としても検証していく。	○	①		防災・安全
除雪ボランティアについて、道路維持課では間口除雪1回で250円の助成で、平成29年度の支払いが168万円。社会福祉協議会では玄関から道路までの除雪1回で400円の助成で、助成の上限は10万円である。社会福祉協議会の助成は各集落の上限が10万円になっており、大きな集落では助成金が不足する。各集落の上限を10万で打ち切らずに助成して欲しい。	ご意見として伺う。 除雪作業を民間委託として、少しでも除雪経費を削減し、間口除雪や排雪のための費用としていきたいと考えている。また、間口除雪についても民間委託での実施も考えている。	○	②		雪害対策

○ 議会報告(定例会、政策討論会など)、市政全般(テーマ以外)について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	分類	番号	備考	※項目 キーワード
湊地区の道路I-24号線の問題(陳情案件)は、昨年は進まなかったもので、ぜひ今年は進めていただきたい。	この問題は正式な陳情として承っているのですが、どのようにすれば可能なのか、国交省の補助金だけではできないので、農林水産省の補助金活用等も考えて行うように行政に提言している。	○	①		道路
戦没遺族者の会の会員数が年々少なくなって、戦没遺族者の会の存続が困難になっています。会の存続のために助成をぜひ行ってほしい。	ご意見として伺う。	○	②		地域社会
湊地区にある一級河川の原川用水路が溢れた。一度は河川の浚渫をしたが、現況は河川内に木が繁茂しており、来年度以降に原川の整地をお願いしたい。	ご意見として伺う。	○	②		いっ水
湊地区の下渡から下ノ窪の排水路が溢れており、稲わらが流され、わらの処分に苦慮するものと考え。このわらの処分対策を行ってほしい。	ご意見として伺う。	○	②		いっ水

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	分類	番号	備考
	(湊地区における鳥獣被害対策についてを、資料に基づき説明) 湊地区における鳥獣被害対策についてご意見を伺いたい。			
湊地区区長会からイノシシ被害の現況と対策に係る要望を書面をもってなされた。概要は下記のとおり ① 現行のイノシシ捕獲報奨金の増額を要望。(イノシシの個体数を減らすことが最も最善策と考えている。) ② くくり罠を実施するための人員費用の要望。(湊地区に5名配置しているが各集落に1名程度を配置したい。) ③ 狩猟免許及び更新等の費用の助成を要望。 ④ 電気柵設置への助成費のさらなる増額要望。(郡山市の湖南町の場合は国の鳥獣被害総合事業の施設整備交付金を活用し、電気柵の貸与は無料となっている。) ⑤ 捕獲獣の埋葬経費を一律10,000円を助成要望。(市の焼却炉が壊れているので、全て地区内で埋葬している。) ⑥ 各市民センターで被害の現地調査及び罠設置申請手続きをできる体制にしてほしい。(市に被害調査等の担当者が2名いるが忙しく、対応が遅く、罠設置も遅くなる。)	後日調査し、事後報告する。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P11、12に記載)
イノシシ捕獲報償金の予算はいくらあるのか。捕獲が多くあり、予算が少なくなった場合はどうするのか。	令和元年度の被害対策費は100万円です。予算が不足する場合には、必要な物については各定例会に補正が出され、充当されるのが通常です。	○	①	

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	分類	番号	備考
<p>くくり罠の実施者は免許が必要か。各集落で1名とするとかなりの人数となるのではないか。 （区長会長）区長会に行政からくくり罠実施者の要請があり、地区で推薦し、市の予算で講習により免許を取得する。各集落1名で16集落なので16名を確保したい。</p>	<p>ご意見として伺う。</p>	<p>○</p>	<p>②</p>	

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	分類	番号	備考
<p>原地区・東田面地区・赤井地区の電気柵の設置後の効果と状況について</p> <p>（赤井地区の状況）水路部分を越えた箇所はイノシシ被害が無いと考えていたが、水路を越えて被害が発生しているため、来年度、水路箇所の電気柵を設置する。電気柵を設置した箇所は効果があったと考えられるが、電気柵の未設置の小坂地区に被害が拡大している。小坂・穴切地区の蕎麦は壊滅状況であった。</p> <p>（原地区の状況）大沢川の南側農地は去年の被害を100とすると今年は5程度であった。被害のあった箇所は電気柵が壊された箇所であった。原地区は電気柵の設置効果は大きいと考えている。電気柵の未設置箇所や電気柵の外側の農作物に被害が集中している。</p> <p>（東田面の状況）東田面地区では電気柵の効果はかなりある。電気柵に衝突するイノシシは当初は14件ほどあり、都度電気柵の修繕は必要であった。現在は電気柵に衝突することも少なくなっている。電気柵の外にはイノシシがいるので捕獲が大切と思う。計画捕獲を実施することが大切と考えている。</p> <p>最終的にはイノシシを捕獲して個体数を減らすことが最も重要である。</p>	<p>ご意見として伺う。</p>	<p>○</p>	<p>②</p>	

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	分類	番号	備考
現在小動物用焼却炉を修理していると聞いているが、現況はどのようになっているのか。	小動物用焼却炉は昭和63年度に設置した焼却炉なので、傷みがひどくなっている。広域市町村圏整備組合で予定している、新たなゴミ焼却施設の整備に合わせて動物の焼却施設の整備について、協議していくと聞いている。なお、小動物用焼却炉の現況については確認し報告する。 議会としては、県の市議会議長会において、小動物の焼却炉の設置を要望している。	○	③	後日調査し、事後報告をする。 (事後処理報告書P13に記載)
動物の焼却炉の新設のための建設費用はどの程度なのか。	今後の広域市町村圏整備組合の整備計画規模や施設機能にもよることから、建設規模をお示しすることはできません。 市では、新たなゴミ焼却施設の整備に合わせて動物の焼却施設を整備したい考えであるが、広域市町村圏整備組合のゴミ処理場整備の中には動物の焼却炉建設計画は、まだない状況である。	○	①	
赤井地区では大型獣を埋める穴を掘るような重機がなく、手掘りの場合の埋設補助が10,000円ではできないので、埋設の補助金額を増やしてほしい。捕獲したものを市で処分していただければ良いが、市では引き取らない。	ご意見として伺う。	○	②	
埋設場所についても、クマなどの大型獣を埋設する場所がない。	ご意見として伺う。	○	②	
殺処分したものを食料として活用は考えられないのか。	ジビエとしての活用が考えられるが、福島県の場合は放射線量の問題で、県として食料としての活用を許可していない。	○	①	

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	分類	番号	備考
生き物を個人的に埋葬することについては、なんら問題はないのですか。 捕獲した場合は2万円の報償金がでることは、行政からの埋葬許可と考えるが行政指導はどのようになっているのか。	ご意見として伺う。	○	②	
クマの場合、農林課が立ち会って埋設箇所を確認し、記録して帰った。それは行政の許可と考えて良いのではないか。	ご意見として伺う。	○	②	
有害鳥獣の問題では、捕獲してその個体数を減らすことをしなければ問題の解決にはならない。殺処分も仕方ないことであり、許可等の問題が優先されれば鳥獣被害の解決にならないと考える。	ご意見として伺う。	○	②	
今は大型獣の処分は埋設となっているので、捕獲し殺処分したものについては市有地に埋設するようにすべきであり、一括市の管理で行うのが原則と考える。地区にすべてをさせることに問題があるのだから、市にしっかり対応して欲しい。	ご意見として伺う。	○	②	
電気柵の外にイノシシが多くいることを確認しているので、被害が発生する前に捕獲をお願いしたい。	ご意見として伺う。	○	②	
狩猟免許に係る補助は現在ないのか。 (区長会) 県から猟友会を通して補助されているが、市からさらなる助成で狩猟者を確保したいと考えて、市の助成を要望した。	ご意見として伺う。	○	②	

○ 地区別テーマでの意見交換について

→ 湊地区における鳥獣（シカ・イノシシ・クマ）被害対策について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	分類	番号	備考
電気柵の予算ですが、予算を使い切った場合、新たな電気柵設置の要望は受け入れられないのか。	予算が足りない場合は、補正予算で対応するとの考え方はある。しかし、時期的に年度を越えての対応となる場合もある。原則的には補正で対応していく。	○	①	
実際に個人で電気柵を設置しようとする上補助の上限5万円ではできない。電気柵設置に必要な実費に相当する補助対応をお願いしたい。	ご意見として伺う。	○	②	
来年度に鳥獣被害防止総合支援モデル事業の電気柵設置申請はいつまでに行えばよいのか。 （区長会）鳥獣被害防止総合支援モデル事業農林課から区長会に話があり、区長会で希望者を募って行っています。	ご意見として伺う。	○	②	

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>1. 湊地区の簡易水道の市への移管について (P 2)</p>	<p>【市民からの要望・質問】 湊3地区の簡易水道の市への移管予定はどのようになっているのか。</p> <p>【事後処理結果】 11月12日に健康増進課に問い合わせた結果、「湊地区の3地区の民間簡易水道については、平成30年度に現状調査を実施し、その調査結果をもとに整備計画案を策定しています。令和2年度には地区との協議を行っていく計画です。」との回答を得た。</p>	
<p>2. 国道294号の原地区の側溝整備が中止になった件について (P 2)</p>	<p>【市民からの要望・質問】 国道294号の側溝工事が進められているが、埋設老朽管があるため、側溝工事が来年以降中止となったが、今後どのように進めるのか。</p> <p>【事後処理結果】 11月12日に道路建設課に問い合わせたところ、「国道294号の原地区の散水消雪施設が数カ所壊れているため、今年度の冬は、消雪の水を出さず、その代わりとして除雪で対応します。壊れている施設については来年度、直す予定です。」との回答を得た。</p>	
<p>3. バス運行の補助額について (P 2)</p>	<p>【市民からの要望・質問】 湊・会津若松間のバス路線の補助額はいくらなのか教えて欲しい。</p> <p>【事後処理結果】 11月17日に地域づくり課に確認した結果、「湊・河会津若松間のバス路線の平成30年度の欠損金は42,564千円であり、国・県の補助金は32,298千円、会津若松市が10,266千円です。」との回答を得た。</p>	

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>4. 湊区長会よりのイノシシ対策に係る要望について (P 4)</p> <p>次ページへつづく</p>	<p>【市民からの要望・質問】 湊区直会からの要望事項は下記のとおりです。 要望① 現行のイノシシ捕獲報奨金の増額を要望。（現行20,000円） 要望② 平成30年度より設置された、くくり罠実施隊を、中山間地各集落に1名くらいの配置できるよう増員を要望。 要望③ 市の鳥獣被害対策実施隊や狩猟免許登録者の減少、また、高齢化の中で、新たな狩猟免許取得予定者への免許取得補助制度や、免許更新時に係る費用等の助成を、他県の市町村を例に、新たに創設することを要望。 要望④ 電気柵設置への会津若松市と郡山市湖南町の助成費の比較。 要望⑤ 7月下旬以降、焼却炉故障の為捕獲された鳥獣は、各町内会において埋葬処分しています。捕獲獣の埋葬経費として1頭につき一律10,000円を補助することを要望。 要望⑥ 市民部所管である各市民センターでも、現職員体制の中、被害の現地調査及びわな設置申請手続きができるよう要望。</p> <p>【事後処理結果】 11月25日に農林課から回答がありました内容は下記の通りです。 回答① イノシシ捕獲報奨金は、放射性物質による汚染度合が比較的高いイノシシの捕獲活動を促進し、生活環境被害及び農林業被害の軽減を図ることが目的であり、本制度について県猟友会若松支部会員の理解が浸透し、平成29・30年年度と40頭を超える捕獲実績となっていることから、今後も、有害鳥獣捕獲と本制度の活用により、イノシシ個体数の減少に向けて取り組んでまいります。なお、捕獲報奨金については、現行水準が妥当と判断しておりますが、今後の状況を見定めてまいります。</p>	

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>4. 湊区長会よりのイノシシ対策に係る要望について (つづき)</p>	<p>【事後処理結果】</p> <p>回答② 平成30年度における一般隊員について、地区ごとに従来の2名から湊地区及び大戸地区について5名まで増員し、体制強化を図った結果、昨年度のイノシシの有害捕獲数15頭に対し、今年度は9月末現在で、33頭の捕獲実績となっており、一般隊員の捕獲技術の向上と速やかな行動によるものであることから、今後は、地区区長と協議を行い、さらなる体制の強化に向けて検討してまいります。</p> <p>回答③ 本市においては、鳥獣被害対策実施隊の一般隊員の「わな猟免許」の取得について、講習会受講料及び狩猟免許試験料の全額を補助しておりますが、制度の改善が必要な場合においては、さらに検討を加えてまいります。</p> <p>回答④ 県会津農林事務所農業振興普及部に対し、国の交付金事業の詳細資料を依頼しておりますので、資料が整い次第、区長会長に説明します。</p> <p>回答⑤ 本年8月以降、廃棄物対策課の小動物用の焼却炉の修繕期間において、有害鳥獣捕獲の際には、各地区のご協力をいただき埋設処分をお願いした経過にあります。今後も、小動物用の焼却炉の修繕に伴う停止もあり得ることから、来年度において、有害鳥獣の埋設処分に対する支援について検討してまいります。</p> <p>回答⑥ 鳥獣被害対策事業における被害の現地調査及びわな設置申請手続きについては、農政部農林課での所管事務でありますことから、これまで通り担当してまいります。</p> <p>1班としては、鳥獣被害が拡大していることに危機感を持っている。参加者の意見から電気柵の設置とともに、個体数を減らすための捕獲が重要だと感じた。さらに、隣りあわせとなる一箕地区、東山地区、門田地区、大戸地区、さらには郡山市湖南や磐梯町、猪苗代町など、広域的な課題として検討していく必要性も感じたところである。今後も重要な課題として改善を求めていく。</p>	

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>5. 小動物焼却炉について (P 7)</p>	<p>【市民からの要望・質問】 小動物焼却炉の修理状況と今後の小動物焼却炉整備をどのようにしていくのか。</p> <p>【事後処理結果】 11月12日に廃棄物対策課に確認したところ、「捕獲したイノシシなどの処分については、小動物用焼却炉を使用した、解体焼却を行っていますが、今年は、8月中旬から10月末までの期間、小動物用焼却炉施設が故障し修繕のため使用できない状況となりました。現在は、修繕が終わり稼働しています。 この焼却炉は設置後30年が経過し老朽化している状態にありますが、捕獲したイノシシなど、今後も解体して焼却するなど、できる限り焼却炉の負担をかけない運用により、当面は継続していきたいと考えています。また、市としましては、会津若松地方整備組合で計画している新たなゴミ焼却施設の整備に合わせて、同整備組合と、動物の焼却処理の可能性について協議していきたいと考えているところです。」との回答を得た。</p>	